

# 緑化功労者表彰実施要領

公益社団法人国土緑化推進機構

## 1 趣 旨

国土緑化運動に永年にわたって貢献し、その功績が顕著であった者を緑化功労者として表彰する。

## 2 推せん

- (1) 都道府県知事は、別添選考基準を参考とし、緑化功労者の候補者を推せんする。
- (2) 都道府県からの推せんは、1都道府県1名を限度とする。
- (3) 都道府県知事は推せんしようとする者について、別添様式により功績調書を作成し、中央表彰委員会に提出する。
- (8) 国土緑化推進機構理事長は、都道府県知事の推せんに準じて緑化功労者の候補者を推せんすることができる。

## 3 選 考

- (1) 中央表彰委員会は、上記2により推せんされた者について、その提出された功績調書をもとに、別添の選考基準を参考とし緑化功労者（農林水産大臣感謝状及び林野庁長官感謝状の候補者を含む。）を選考し、決定する。
- (2) 中央表彰委員会の委員は、国土緑化推進機構理事、学識経験者及び関係官庁関係者の中から国土緑化推進機構理事長が選び委嘱する。

## 4 表彰の種類

- (1) 表彰は次のとおりとする。
  - 農林水産大臣感謝状
  - 国土緑化推進機構会長感謝状　・・・・・ 3点
  - 林野庁長官感謝状
  - 国土緑化推進機構理事長感謝状・・・・・ 若干
- (2) 農林水産大臣及び林野庁感謝状については、それぞれ農林水産大臣及び林野庁長官に授与の申請をして行うものとする。
  - なお、農林水産大臣感謝状の候補者は3点、林野庁長官感謝状の候補者は7点とする。

## 5 推せん調書の提出先

㊦ 102-0093 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館  
公益社団法人 国土緑化推進機構

## 6 推せん調書の提出期限

毎年10月末日とする。